

東日本大震災 働く場を取り戻し、全力で地域復興へ！ 被災現地の「労働・雇用相談ホットライン」

相談は無料です

◎事業主の方も遠慮なく相談ください

いわき自由労組

0246-73-8118

ふくしま連帯ユニオン

024-973-6794

宮城合同労組

022-261-4392

共生ユニオンいわて

0197-63-3078

全労協(全国労働組合連絡協議会)

0120-501-581

- Q 会社が倒壊し、自分が離職しているのかも不明。収入を絶たれ生活に困っている。事業所が被災し休業を余儀なくされた場合、そこに働く労働者は、失業給付の特例処置によって実際に離職していなくても雇用保険の失業手当を受けることができます。
- Q 私は事業主だが、地震で会社の建物が使えなくなり休業中。零細企業なので貯蓄がなく大企業のように休業手当を払えない。従業員を何とかしてやれないものか？
福島、宮城、岩手県の全域及び他県の被災地域においては、雇用調整助成金の特例処置を活用することができます。この処置は、休業手当を支払った事業主に対し、中小企業の場合、休業手当支払額の8割（上限1日1人当たり7,505円）を助成するものです。
- Q 会社は無傷だが、社長から「震災で売上低下が予想されるのでパートタイマーは解雇する」と言われた。仕事を失いたくない。
震災に便乗してパートタイマーなど非正規労働者を解雇したりすることは社会通念上も許されません。地域の労働組合に加入して会社と交渉し撤回させましょう。
- Q 会社が津波で流され再起不能。長年勤めた退職金が払われそうもない。
事業の再開が見込めず、未払いの賃金・退職金がある場合、これらの一部を政府が立替払いする制度があります。この制度を活用していきましょう。
- Q 私は勤務中に地震で負傷し、同僚は通勤中に津波で負傷した。労災保険の適用は？
このたびの震災では、治療費と休業分の賃金について労災保険の適用を受けられます。
- Q 震災で退職を余儀なくされた。悪いことに会社が雇用保険をかけていなかった。失業手当をもらえないのか？
雇用保険の適用事業（農林水産事業の一部を除き適用事業）、に勤務し、かつ週20時間以上の労働を行っていたのであれば、失業手当を受給できます。
- Q 原発事故で屋内退避させられており、栽培している農産物が風評被害にあっている。きっちり補償されるのだろうか？
政府の補償内容は不明確です。被災者が団結し精神的苦痛も含め十分に補償させましょう。

震災特例処置を活用して あきらめないで雇用を守りぬこう！

阪神・淡路大震災において地元の労働組合が政府を動かして被災者救済のための様々な施策を講じさせました。こうした過去の闘いの成果のもとで、このたびの東日本大震災で政府は、雇用分野では主に二つの雇用に関する施策（現存法の特例処置）を迅速に打ち出しました。これらも十分活用して、なんとしても私たちの仕事と生活を守り、自然豊かな東北の街々を復興させていこう。

休業を余儀なくされた労働者が申請する 「雇用保険失業給付の特例処置」について

- ①事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態になった労働者については、実際に離職していなくても失業給付（雇用保険の基本手当）を受給できます。 —全国に適用—
- ②災害救助法が全県に適用された福島、宮城、岩手県及びその他の県の災害救助法が適用された市町村の事業所の労働者については、事業再開後に再雇用が予定されている場合であっても、失業給付が受けられます。

〈災害救助法〉

この法律は、災害に際して国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としています。

休業手当を支払った事業主が申請する 「雇用調整助成金の特例処置」について

- 「雇用調整助成金」は、経済上の理由により労働者を休業させなければならない事業主が休業させる以前に休業計画等に関する書類を作成し認定をうけ、休業手当を労働者に支払った場合、支払った額の一部を助成する制度です。
- ①災害救助法が全県に適用された福島、宮城、岩手県及びその他の県の災害救助法が適用された市町村の事業所の事業主は、休業計画等について、事後に提出しても地震・津波のあった平成23年3月11日まで遡って提出したとみなす特例を実施しています。
 - ②また、生産量、売上高等の減少に関する確認期間も「最近3ヶ月」ではなく「災害後1ヶ月の見込み」で行うことができます。
*平成23年6月16日までの特例です。

※雇用調整助成金の申請用紙を表面の労働組合で用意しています。